



# 審査基準から見る 「NPO」事件

弁理士 川島 麻衣

## 1. ボーダーラインをクリアしよう!

現在、日本で登録されている商標は約180万件。その中には、「パソコン」、「おとうさん」、「いただきます」といった私たちの生活の中でよく使われている言葉も登録されています。といっても、申請した全ての商標が登録になるというわけはありません。登録になるには、一定の登録要件を満たしていなければならない、特許庁の審査官があらかじめ定められた審査基準をもとに、登録するか否かの判断を行っているのです。

## 2. 登録と思ったら、取消に!!

商標が登録になれば、これで安心、というわけにはいきません。登録になっても第三者から異議を申し立てられたり、無効審判を請求されたりすると、商標権は初めからなかったものとされる場合があるからです。

例えば、株式会社角川ホールディングスが所有していた登録商標「NPO」も、第三者の異議申立により取り消されてしまいました。前述したように、登録の是非は一定の審査基準に沿って判断されているはずですが、それにもかかわらず、特許庁の判断が180度かわってしまうのはどうしてなのでしょう。

## 3. 「NPO」の場合

では、「NPO」を例にとって考えてみましょう。株式会社角川ホールディングスは、以下を内容とする

商標登録を有していました。

商標：NPO  
指定商品：雑誌、新聞

これに関する特許庁の審査基準を見てみましょう。

- (1) 書籍の題号については、題号がただちに特定の内容を表示するものと認められるときは、品質を表示するものとする。
- (2) 新聞、雑誌等の定期刊行物の題号は、原則として、自他商品の識別力があるものとする。

(1)のように、「雑誌、新聞」以外の印刷物である特定の書籍の題号を表わす場合には、一般にその書籍のコンテンツ、すなわち自他商品識別力がない商標として扱われることとなっています。

一方、(2)のように、「雑誌、新聞」を指定商品とした場合には、原則的には、商品の品質表示とはならず、自他商品識別力を発揮する商標として扱われます。これは、「雑誌、新聞」等のいわゆる定期刊行物がその題号とは無関係にさまざまな内容からなる記事を編集して定期的に発行されるものであって、必ずしも題号が定期刊行物の内容を表示するものではないからです。

また、定期刊行物の題号が、自他商品の識別標識として取引されているという実情もあるからです。特

許庁は、(2)の基準を満たしているとして一旦は登録査定をしています。異議申立の決定書においては(2)の基準について以下のように説明しています。

(2)の審査基準は、商標が定期刊行物の題号に使用されるという取引の実情を斟酌して、登録の是非を判断することが必要であるとの観点から、審査上の指針として審査基準に加えられているのである。この基準は、独立して運用されるものではなく、「原則として」との文言は、審査基準全体を総合的に検討して、その適用の可否を判断すべきであるという意味を含んでいるものである。(一部省略)

## 4. 最後に

このように、商標審査基準を解釈する審査官の判断には、かなり幅があるのが現状です。解釈の幅があまりに広いと、審査基準はもはやその存在意義をなくしてしまいます。今後も知的財産の保護強化を図る企業が増えるにつれて、審査基準の解釈をめぐる紛争も増えてくると予想されます。無用な紛争を避けるためにも、審査官の統一した判断が望まれる今日この頃です。

以上